

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|--------------------|---|--|
| 会 議 の 名 称 | 平成28年1月12日 臨時庁議 | |
| 開 催 日 時 | 平成28年1月12日（火）9時05分～9時10分 | |
| 開 催 場 所 | 朝霞市役所 別館3階 市長公室 | |
| 出 席 者 | 富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、 重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三 田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、 田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、渡 辺学校教育部長次長兼教育総務課長（嶋学校教育部長代 理）、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （事務局） 宮村市長公室次長兼市政情報課長、佐藤政策企画課長、 関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係濱野主事、稲 葉秘書課長 | |
| 会 議 内 容 | 1 平成28年第1回朝霞市議会臨時会提出議案について | |
| 会 議 資 料 | 1 平成28年第1回朝霞市議会臨時会提出議案 | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁 | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | | |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

1 平成28年第1回朝霞市議会臨時会提出議案について

【説明】

議案第1号 平成27年度朝霞市一般会計補正予算（第3号）

（上野総務部長）

今回の補正予算は、職員などの人事異動等に伴う補正を行うもので、歳入歳出総額の変更はない。

第2条の債務負担行為の補正については、「障害者多機能型施設指定管理料」について、来年度に事業を執行するため、設定するものである。

それでは、概要を説明する。

特別職のうち、議員については、平成27年4月から市議会議員3名が欠員となっていたことに伴い、報酬は971万9,000円の減額、期末手当は511万6,000円の減額、共済費は871万4,000円の減額、合計2,354万9,000円減額している。

長等については、給料154万2,000円の減額、期末手当97万7,000円の減額、共済費は9,000円の減額、合計252万8,000円減額している。

一般職については、給料8,228万9,000円の減額、職員手当5,105万円の減額、共済費270万8,000円の増額、合計1億3,063万1,000円を減額している。

総務費の財政管理費においては、財政調整基金積立金を増額している。

土木費の下水道費のうち、繰出金において、人件費の補正により、下水道事業会計への繰出金を増額している。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

議案第2号 平成27年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（澤田都市建設部長）

今回の補正予算は、職員などの人事異動等に伴う補正を行うもので、補正額は歳入歳出それぞれ164万円増額するもので、この累計額は20億2,672万5,000円である。

歳入については、人事異動等に伴う一般会計からの繰入金が増額するものである。

歳出については、下水道総務費の総務管理費の一般管理費のうち、職員人件費として、給料が4万1,000円増額、職員手当等が104万3,000円増額、共済費が54万3,000円増額、また、一般管理事務費が埼玉縣市町村総合事務組合負担金として、1万3,000円増額となり、総額で164万円を増額するものである。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

議案第 3 号 指定管理者の指定について

(三田福祉部長)

本年 4 月開始予定の朝霞市障害者ふれあいセンターの管理に関して、指定管理者として朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。指定期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】